

医事・文談 (九百四十二) 平岸 三八

《正岡子規(36)の続き》その29

子規と夏目漱石(三十八たび続)

前号の漱石の子規宛の手紙は、子規が「明治豪傑譚」と「気節論」を贈ったことに対し、漱石が発した長文の反駁文である。

「君何を以てこの書を余に推挙するや、余殆んど君の余を愚弄するを怪しむなり。君の手翰を通観するに字義共に真面目にして通例滑稽的の文字にあらず、かつ結末に「僕がこれを贈るの微意を察せよ」とあり。小子翻読再三に及んで、なほその微意のある所を知るに苦しむ。不敏の罪逃るるに由なきは是非もなし。但し小子は、賢愚無差別、高下平等の主義を奉持するものにあらず。己より賢なるものを賢とし、己より高きものを高しとするにおいては敢て人に遜らずといへ共、この編中の人吾より賢なる人、吾より高き人、吾の取て以て崇拜せんと欲するもの果して幾人かある。」滔々幾千万言、漱石は子規に抗し、教え、駁して「僕決して君を誹謗するにあらず、唯君が善悪の標準を以て僕が言の善か悪かを量れ」と。

「実は黙々貫ひ放しにしておかんと存じたれど、かくては朋友切磋の道にあらず、君が真面目に出掛けたものを冷眼に看過しては済まぬ事と再考の上、好んで忌諱に觸る。狂妄多罪。」

漱石はこれらの二書を受け、添えてある子規の書簡と共に一読して憤激し、この超々長文の書簡となつたのである。

殊に漱石を怒らしたもとは、子規が漱石に気節を求めたことにあると思われる。「子供だましの俗冊」を読んで、それを養えというが如き子規の「微意」には、漱石は心底から怒つたのである。微意は知るを得ないと書くが、子規の「真意の分からぬ漱石ではない。「余も三尺の童子にあらず、この編中の「片言隻行を誦して気節ここにありと歡賞する能はず」であった。俗書を読んせよというが如きに至つては、漱石ならずとも一

言あるべきであつた。まして漱石に於ておや。内容が極めて真面目なものだけに、発信者も金之助拝とあり、受信者も常規殿とあつて、ここ数年のフザケた雅号や、相手を揶揄したような渾名を用いていないところが注目される。

明治24年11月10日附の書簡を、甚だ長文で、要約がむずかしいから、有志の方は一読ありたいと本稿(九百三十九)の末尾に記したが、それより何倍も長い11月7日の書簡を紹介したのでから、10日附も紹介しない訳にはいかない。殊に7日附の超々長文に対する発信に対し、10日に改めて返信に及んだものだから、これは相互に関係するところが多いのである。

漱石が8錢切手を貼つて出した気節論の書簡に対し、子規も4錢切手貼附の返信を以て報いた。

「小生十七、八以後かかるまじめ腐つたる長々しき囁語を書き連ねて紙筆に災ひせし事なく、議論文などは君に差上候手紙にもめつたに無之、唯君の方で足下呼はりで六づかしく出掛けられた故つい乗気になり色々の雑言申上恐縮の至に不堪」と書く。漱石の書簡も多くは諧謔まじりで(後年は然らずであるが、若年のこの頃までは)あつたが、この11月7日の書簡は終始、議論調である。

「頑固の如くには候へども片言隻行にては如何にしても気節は見分けがたく存候」と、前便に記した説を強調する。

「僕決して君を小兒視せず、小兒視せば笑つて黙々たるべし。八錢の散財をした処が、君を大人視したる証拠なり。」

君は人の毀譽を顧みず、毀譽を顧みぬ君に、嗚々するは、君を褒貶するの意にあらず。唯僕の説が道徳上嘉すべき説なりや、道徳上悪しき説なるやを判じ給へとの意に御座候。唯卑説の論理に傾きたるため善悪の字を以て、正否の字に見違へらる。お互に長文を往復して、切磋していることが分かる。「微意」について子規がどんな釈明をしているか分からぬが「講釈は他日拜聴仕るべく候」とある。

(正誤：本稿4月1日号下欄の文中、明治24年11月7日は、11月10日の誤記につき訂正します)